

# 滋賀医科大学における人を対象とする医学系研究に関わる研究者等の認定制度実施要項

平成 27 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 8 月 10 日改正

## (趣旨)

第 1 条 この実施要項は、「滋賀医科大学における人を対象とする医学系研究に係る標準業務手順書に基づき、滋賀医科大学における人を対象とする医学系研究に関わる研究者等（以下「研究者等」という。）の認定に関して必要な事項を定める。

2 前項の研究者等には、人を対象とする医学系研究に関与するすべての者を含む。

## (研究者等の認定)

第 2 条 学長は、第 3 条に定める講習会等を受講した者を研究者等として認定する。

## (講習会等)

第 3 条 以下の(1)。(2)の条件を共に満たす者を研究者等として認定する。

(1) 滋賀医科大学学長が定める必須課題を終了した者

(2) 滋賀医科大学が行う人を対象とする医学系研究に関する倫理, その他必要な知識についての講習会等を 1 年度に 2 単位以上受講した者, またはそれと同等と学長が認めた講習会等を受講し, 受講を証明する資料を提出した者

2. 前項に定める必須課題及び講習会等は、別途「人を対象とする医学系研究実施者認定制度の実施要項に定める講習会等について」にて規定するものとする。

## (研究者等認定の有効期限)

第 4 条 第 2 条に定める認定の有効期限は、前条の要件を満たした日から次年度末までとする。

## (その他)

第 5 条 この実施要項に関する事務は倫理審査室が行う。

## 附則

この要項は、平成 28 年 8 月 10 日に施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。